

# 加盟団体に関する登録規定

## 第1条（加盟の資格）

- 1 吹奏楽及び管・打楽器による音楽活動をすすめている団体であること。
- 2 年間を通して定期的に、練習または演奏活動を行っている団体であること。
- 3 演奏行為に対して団員に報酬を支払うことのない、アマチュアの団体であること。
- 4 音楽大学、音楽専攻の学部、音楽の専門高校、音楽専門学校の団体の加盟は認めない。

## 第2条（部 門）

- 1 部門は、小学生、中学校、高等学校、大学、職場、一般とする。
- 2 学校教育法に基づく中学校、高等学校、大学及びこれに準ずる団体は、第3条のそれぞれの部門に所属するものとする。
- 3 大学部門は、単一の大学名で加盟し、各学部ごとに登録することはできない。ただし、都府県又は道内総合振興局を異にする地域に設置された分校・学部の場合は、その地域名を冠してそれぞれの地区吹奏楽連盟に加盟することができる。
- 4 職場部門は、同一経営の会社、工場、事務所、官庁（それぞれグループ企業等を含む。以下「勤務先」という）などで、勤務先もしくは組合（以下「勤務先等」という）の認可を得て設立されている団体とする。
- 5 各種学校、専修学校、職業訓練校などの団体は、一般部門に所属するものとする。

## 第3条（団体の構成員）

- 1 加盟団体の構成員は次のとおりとする。なお、年齢は問わない。
  - (1)小学生部門 同一小学校に在籍、または校内外で活動する単独校・複数校混合の団体に在籍している小学生とする。
  - (2)中学校部門 同一中学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童は認める）
  - (3)高等学校部門 同一高等学校に在籍している生徒とする。（同一経営の学園内小学校児童・中学校生徒は認める）
  - (4)大学部門 同一の大学に在籍している学生とする。（高等専門学校は大学の部に属する）
  - (5)職場部門 当該勤務先等の承認を得ている者とする。ただし、職業演奏家は認めない。
  - (6)一般の部門 自由とする。ただし、職業演奏家は認めない。
- 2 同一人が複数の団体の団員となることは認める。ただし、本連盟が主催する各大会への参加については、それぞれの実施規定の定めるところによる。

## 第4条（加盟の手続き）

- 1 加盟団体は、その団体の所在地におかれた地区吹奏楽連盟に所属するものとする。
- 2 加盟団体は、全日本吹奏楽連盟定款、本連盟並びに所属地区連盟の規約及び実施規定、その他の施行細則のすべてを承認するものとする。
- 3 各大会の参加団体の名称は、加盟登録の名称と一致するものとする。

- 4 継続して所属地区連盟に加盟する場合、次の各号をそろえて所属地区連盟事務局に、定められた期日まで提出（納入）するものとする。
  - (1)加盟確認書（継続）
  - (2)年会費
- 5 新規に加盟しようとするときは、次の各号をそろえて所属地区連盟事務局に、定められた期日まで提出（納入）するものとする。
  - (1)加盟確認書（新規）
  - (2)所属地区連盟が請求する書類
  - (3)年会費

## 第5条（義務）

- 1 加盟団体は、毎年所属地区連盟が定める期日までに、次に定める年会費を納入すること。  
なお、年会費には全日本吹奏楽連盟会費が含まれる。
  - (1)小学生 5,000円
  - (2)中学校 6,000円
  - (3)高等学校 7,000円
  - (4)大学 8,000円
  - (5)職場 8,000円
  - (6)一般 8,000円
- 2 登録事項に変更があった場合は、1か月以内に書面で所属地区連盟に届け出ること。
- 3 所属地区連盟の総会等、会議に出席するとともに、所属地区連盟が主催する行事に参加・協力すること。

## 第6条（退会・除名）

- 1 加盟確認書を連絡なしに期日まで提出しない団体は、任意に退会したものとする。
- 2 年会費を連絡なしに納入期日までに納めない団体は、任意に退会したものとする。
- 3 任意に退会した団体は、次年度の加盟はできないものとし、再加盟する場合は、翌々年度からとする。
- 4 加盟団体が次の各項のいずれかに該当したときは、本連盟理事総会の決議を経て、所属地区連盟理事長がこれを除名することができる。
  - (1)加盟団体としての義務を怠り、また規定等に違反し再三の注意・指導に従わないとき
  - (2)吹奏楽連盟の名誉を大きく傷つけ、団体内において法律・学則に違反する行為があったとき
- 5 既納の年会費等は、如何なる理由があっても返還しない。
- 6 除名された団体は、3年以上を経たのち、本連盟理事総会の承認を得て再加盟することができる。

## 附則

- 1 この規定は、本連盟理事総会の決議を経なければ変更することができない。
- 2 この規定は、令和3年4月1日より施行する。